

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区中里三丁目四四一番地二〇、最後の住所横浜市南区共進町二丁目四三番地一日興パレス時田三〇四号

被相続人 亡 菊地 規子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

横浜市中央区日本大通一八KRCビル四〇三B

相続財産清算人 弁護士 青山 良治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区佃野町一九番、最後の住所横浜市鶴見区佃野町一九番九号明光マンション四〇三号

被相続人 亡 田中 恆朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

横浜市中区日本大通一八KRCビル四〇三B

相続財産清算人 弁護士 青山 良治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市宝立町鶴岡三三四三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 石橋三喜夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

石川県七尾市北藤橋町子部四四番地一七

尾興産ビル一階のと法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市月津町ラ六四番地、最後の住所石川県金沢市上中町ト一八番地ふじのき寮

被相続人 亡 植木 穰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

事務所石川県金沢市西都二丁目四番地二三

相続財産清算人 弁護士 中村 安里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県掛妻郡掛妻川町福島二三番地一、最後の住所岐阜県掛妻郡掛妻川町福島二三番地一

被相続人 亡 若原 光陽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

岐阜県海津市海津町馬目二六一番地一ジェミニコートA二〇三

相続財産清算人 弁護士 小山 哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県加茂郡八百津町八百津二六二番地一、最後の住所岐阜県加茂郡八百津町八百津二六二番地一

被相続人 亡 有賀 敦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

事務所岐阜県可児市広見一丁目一七番地大晃ビル二階

相続財産清算人 弁護士 平井 治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市瀬戸一六三一番地、最後の住所岐阜県中津川市瀬戸八七六番地の二三

被相続人 亡 山本 久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

岐阜県多治見市本町一八〇校條ビル四C

弁護士法人東海ローパートナーズ多治見法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山崎 拓哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市富部九九七番地、最後の住所静岡県掛川市富部九九七番地

被相続人 亡 小澤 桂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

静岡県静岡市駿河区南町三二五 SOZ

OSYA南町ビル四階 南町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加藤 萌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市高島町五番、最後の住所静岡県沼津市高島町五番五号

被相続人 亡 山崎 大介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

静岡県沼津市御幸町一七番一 杉内法律事務所

相続財産清算人 弁護士 杉内 晨光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市神浦上道徳町二二二番地、最後の住所愛知県大府市共和町三丁目八番地の二〇グリーンF共和四〇一

被相続人 亡 永尾 政昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

愛知県東海市高横須賀町一丁目一〇六番地

メゾン・ド・ブリムール二〇一 といだ法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市城端二三番地、最後の住所名古屋市中区会所町八六番地シンセーロ会所

被相続人 亡 金子 哲夫

第59期決算公告

令和8年6月30日

東京都江戸川区篠崎町七丁目19番6号

浅野運輸株式会社 代表取締役 栗原

貸借対照表の要旨

(令和8年4月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	169,525	流動負債	44,052
固定資産	482,598	固定負債	40,002
		資本	557,884
		剰余金	14,000
		利益剰余金	543,884
		純利益	1,000
		その他の利益剰余金	542,884
		(うち当期純利益)	(1,863)
		評価・換算差額等	10,185
		その他有価証券評価差額金	10,185
資産合計	652,123	負債・純資産合計	652,123

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号キリックス丸の内ビル八〇二号 池田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川瀬 裕久

本籍福岡県糟屋郡篠栗町庄四丁目二二三番地四、最後の住所愛知県春日井市下屋敷町一丁目二番地二

被相続人 亡 猪上 章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

名古屋市中区錦三丁目五番三〇号三晃錦ビル九階 and LEGAL 弁護士法人久屋本部オフィス

相続財産清算人 弁護士 岡部 周作